

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱

制定	平成25年	4月	1日	市長決裁
改正	平成26年	4月	1日	市長決裁
改正	平成27年	4月	1日	西区まちづくり推進課長決裁
改正	平成29年	4月	1日	西区総務企画課長決裁
改正	平成30年	4月27日		市長決裁
改正	令和元年	5月23日		市長決裁
改正	令和2年	4月22日		西区総務企画課長決裁
改正	令和3年	4月	1日	市長決裁
改正	令和6年	3月13日		市長決裁
改正	令和7年	4月	1日	西区総務企画課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は地域住民が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組み、安全で安心して暮らすことのできる自主自立のまちづくりを推進するため、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、西区において地域課題解決に取り組む事業を実施できる団体とし、別表第1に定めるもののほか、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 団体及びその役員が次のいずれにも該当しないものであること。

ア 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げるもの(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しないもの

ウ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金審査会(以下審査会という)に諮り、特別の定めをすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、引き続き活動の継続が見込まれる事業であって、別表第1に掲げるものとする。ただし、当該事業が他の補助金等(校区自治協議会運営補助金の課題対応費上限10万円を除く。)の交付対象となっている場合は、補助対象事業とならないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の総額は、予算に定める額の範囲内とし、補助金の上限額等は、別表第1のとおりとする。

2 補助の対象となる期間は、第6条の規定による決定の日から当該決定をした年度の末日までとする。ただし、第6条第2項の規定に基づく交付決定を行った日以前(当該年度に限る。)に発生した経費であって、交付決定前の実施が必要であったと認める経費については、補助対象とすることができる。

(補助金交付申請)

第5条 事業の申請を行おうとする補助対象団体の代表者は、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書(様式第1号)を別途定める期日まで市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

- (3) 規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 西区内で事業を実施する実行委員会等または特定非営利活動法人のみ団体概要書（様式第4号）、役員名簿兼誓約書（様式第5号）及び構成員名簿（様式第6号）ただし、構成員名簿に準ずる名簿を作成している場合は、その名簿の提出をもってこれに替えることができる。
- (5) 見積書・領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（審査及び交付決定）

第6条 市長は、交付申請のあった事業について審査し、補助対象事業を決定するため、別に定める審査会に諮るものとする。

2 市長は、審査会の結果に基づき、事業の採択又は不採択について決定し、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定書（様式第7号）又は熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（暴力団員等の排除）

第6条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が第2条第1項第1号に掲げる暴力団員等に該当することが判明した場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

（事業変更の申請等）

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書（様式第10号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助対象事業終了後（交付決定前に補助対象事業が終了している場合は交付決定後）、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書（様式第11号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業報告書（様式第12号）
- (2) 収支決算書（様式第13号）
- (3) 請求書・領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助金の交付の確定については、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書（様式第14号）により、通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知し、既に交付されたものについては、返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする申請者は、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならないこととする。
- 4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書(様式第16号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において当該取消しの部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(事業報告等)

第12条 市長は、申請者に対し、事業の進捗状況等に関するヒアリングや事業報告会の開催を求めることができる。

(調査及び是正措置)

第13条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査により不適正な事項があったときは、申請者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 申請者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
 - (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該目的若しくは当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条―第4条関係）

種類	補助上限額等
地域コミュニティモデル事業	<p>1 採択条件 事業が次のいずれかに該当し、かつ先進的、モデル的新規事業であること</p> <p>(1) 西区の地域の資源や魅力を活用したコミュニティビジネス事業及び交流人口促進事業</p> <p>(2) 西区の担い手育成事業</p> <p>(3) 西区全体の交流を目的とした事業</p> <p>2 補助対象事業費は15万円以上とする</p> <p>3 継続して補助を受けることが出来る年度は3ヶ年度を限度とする</p> <p>4 対象団体</p> <p>(1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成17年4月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体（以下「校区自治協議会等」という。）</p> <p>(2) 熊本市町内自治振興補助金交付要綱（令和7年4月1日制定）第3条に規定する町内自治会（以下「町内自治会」という。）</p> <p>(3) 西区内で事業を実施する実行委員会等</p> <p>(4) 特定非営利活動法人</p> <p>5 補助率 初年度 補助対象事業費の3分の2以内 2年目 補助対象事業費の2分の1以内 3年目 補助対象事業費の3分の1以内</p> <p>6 補助上限額（千円未満切捨て） 初年度 40万円以内 2年目 30万円以内 3年目 20万円以内</p>
住民の身近な課題対応事業	<p>1 採択条件 地域の身近な課題であり、かつコミュニティ形成に資する事業であること</p> <p>2 補助対象事業費は5万円以上とする</p> <p>3 補助期間は1ヶ年度とする</p> <p>4 対象団体</p> <p>(1) 校区自治協議会等</p> <p>(2) 町内自治会</p> <p>5 補助率 補助対象事業費の2分の1以内</p> <p>6 補助上限額（千円未満切捨て） 30万円以内</p>

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

（申請者）

住 所 _____

名 称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名（ _____ ）

2 新規・継続の別 新規 ・ 継続（ _____ 年目）

3 交付申請額 ¥ _____ ー

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 団体概要書（様式第4号）
- (5) 役員名簿兼誓約書（様式5号）
- (6) 構成員名簿（様式第6号）
- (7) 見積書・領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの

※ 校区自治協議会の構成団体（町内自治会等を除く。）が事業計画書を提出する場合、下欄に校区自治協議会長の承認を必要とします。	
校区自治協議会長の承認	上記の構成団体が行う本事業の内容については、これを承認します。 年 月 日 校区自治協議会長 _____

収 支 予 算 書

事業名	
団体名	

事業年度	年度	申請回数	新規 ・ 継続 (回目)
------	----	------	---------------

(1) 収入の部

項 目	金 額	説 明
1 支援補助金		
2 その他		
合 計		

(2) 支出の部

	項 目	金 額	説 明
補助対象経費	報償費		
	研修費		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	通信交通費		
	備品購入費		
	借上料		
	委託料		
	その他		
	小計 (A)		
補助対象外経費			
	小計 (B)		
合計 (A) + (B)			

団体概要書

1 団体名	
2 団体の所在地	〒 ー
3 代表者職・氏名	(ふりがな)
4 設立年月日	年 月 日
5 構成員数	人
6 団体の目的	
7 主な活動内容	
8 主な活動実績	
9 主な活動場所	
10 担当者・連絡先	(ふりがな)
	氏名
	(役職)
	住所 〒 ー
	電話番号
	FAX
	E-mail
	HPアドレス

役員名簿 兼 誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住 所

団体名

代表者

当団体及び当団体の役員が、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。

記

役職名	フリガナ	性別	生年月日	住所
	氏 名		(大正T・昭和S・平成H)	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	

※代表者も記載してください。

※欄が足りないときは、用紙を継ぎ足してください。

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度熊本市西区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金決定額
¥ _____
- 3 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には、本書の写しを添付すること。ただし、熊本市補助金交付規則第11条第2項の規定により、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) (その他)
- 5 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

西総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度熊本市西区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 団体名

代表者

年 月 日付け西総企発第 号で補助金等交付決定通知のあった 年度事業について、
下記のとおり変更したいので御承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書
- 4 （その他）

西総企発第 号

年 月 日

住 所

申請者 団体名

代表者 様

熊本市長

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け西総企発第 号で通知した 年度熊本市西区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第7条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 補助金 円

2 取消・変更の理由

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け西総企発第 号により補助金の交付決定を受けました熊本市西区地域コミュニティづくり支援事業について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日

3 補助金の執行実績

(1) 補助金交付額	_____	円
(2) 補助金執行額	_____	円
(3) 差 引 額	_____	円

4 活動実施状況（添付資料）

- (1) 事業報告書（様式12号）
- (2) 収支決算書（様式13号）
- (3) 請求書・領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

事業報告書

団体名	
事業名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容 ※活動実績が分かる資料があれば添付してください	
実施事業の成果 (目標達成度)	
次年度に向けた課題 (自立に向けた取組み含む)	

収 支 決 算 書

事業名	
団体名	

(1) 収入の部

項 目	金 額	説 明
1 支援補助金		
2 その他		
合 計		

(2) 支出の部

	項 目	金 額	説 明
補助対象経費	報償費		
	研修費		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	通信交通費		
	備品購入費		
	借上料		
	委託料		
	その他		
	小計 (A)		
補助対象外経費			
	小計 (B)		
合計 (A) + (B)			

(収入額)		(支出額)		(差引額)
円	—	円	=	円

西総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け西総企発第 号で通知した 年度熊本市西区地域コミュニティづくり
支援事業に対する補助金については、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第9条の規定
により確定したので、下記のとおり通知します。

記

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金 円

西総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け西総企発第 号で通知した 年度熊本市西区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金 円

確定理由

※この決定により、既に交付を受けた額と差額が生じた場合は、速やかに返還手続きを行ってください。

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 団体名

代表者

年 月 日付け西総企発第 号で交付決定のあった 年度熊本市西区地域コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金については、下記のとおり概算交付をお願いします。

記

1 事業名

2 補助金等概算交付申請額 円

3 補助金等の概算交付申請理由

西総企発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書

年 月 日付け西総企発第 号で通知した 年度熊本市西区地域コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第10条の規定により下記のとおり概算交付します。

記

補助金等概算交付額 円

(交付の条件)

補助事業等終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式12号）
- (2) 収支決算書（様式13号）
- (3) (その他)